

○福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則

平成七年十二月二十日

福岡県規則第六十九号

改正 平成一〇年四月一日規則第一九号

平成一二年三月三十一日規則第六三号

平成一四年三月二九日規則第二五号

平成二〇年三月三十一日規則第三八号

令和元年七月二六日規則第一六号

〔福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則〕を制定し、ここに公布する。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則

(令元規則一六・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成三十一年福岡県条例第六号。以下「条例」という。）を、県民及び事業者の自由と権利を不当に侵害することなく適切に運用するため、条例に規定する事業者に対する勧告及び公表に係る事項その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元規則一六・一部改正)

(部落差別事象の発生につながるおそれのある行為)

第二条 条例第十条第二項に規定するその他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為とは、特定の個人の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについての調査に協力する行為をいう。

(令元規則一六・一部改正)

(申出の方法)

第三条 条例第十二条の規定による申出は、申出者の氏名及び住所並びに当該申出の内容を記載した申出書（様式第一号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の場合において、調査の発生を知った者からの申出については、調査の対象とされた者のプライバシーを保護するため、調査の対象とされた者が当該申出に同意していることを証する書面を添付しなければならない。

(令元規則一六・一部改正)

(勧告)

第四条 条例第十三条第一項の規定による勧告を行う場合は、あらかじめ、啓発及び指導助

言を行うとともに、福岡県部落差別事象発生防止委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 勧告は、次に掲げる事項のうち、当該勧告に必要な事項を記載した勧告書（様式第二号）により行うものとする。

一 調査を直ちに中止し、再度行わないこと。

二 前号の調査によって得られた結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながる資料を適正に管理すること。

（令元規則一六・一部改正）

（公表）

第五条 条例第十三条第三項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ、啓発及び指導助言を行うとともに、委員会の意見を聴かなければならない。

2 公表は、事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地）を県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（令元規則一六・一部改正）

（意見の聴取の通知）

第六条 条例第十三条第四項の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、意見聴取通知書（様式第三号）により行うものとする。

（令元規則一六・一部改正）

（意見の聴取の期日及び場所の変更）

第七条 知事が条例第十三条第四項の規定による通知をした場合において、当該通知を受けた者（以下「当事者」という。）又はその代理人は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取期日等変更申出書（様式第四号）により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所の変更をしたときは、速やかに、その旨を意見の聴取期日等変更通知書（様式第五号）により当事者又はその代理人に通知しなければならない。

4 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取の日時に出頭しないときは、改めて意見聴取の機会を与えることなく条例第十三条第三項の規定による公表をするこ

とができる。

(令元規則一六・一部改正)

(陳述書の提出)

第八条 当事者又はその代理人は、意見の聴取の期日に出席して意見を陳述する場合において、その氏名及び住所並びに意見の聴取に係る公表の原因となる事実についての意見を記載した陳述書(様式第六号)を提出することができる。

(令元規則一六・一部改正)

(代理人)

第九条 条例第十三条第四項に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

2 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書(様式第七号)を知事に提出して証明しなければならない。

3 第一項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書(様式第八号)によりその旨を知事へ届け出なければならない。

(令元規則一六・一部改正)

(委員会の組織)

第十条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、福祉労働部長を、委員には、人づくり・県民生活部長、商工部長及び副教育長を充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平一〇規則一九・平一二規則六三・平二〇規則三八・令元規則一六・一部改正)

(委員会の会議)

第十一条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は、福祉労働部人権・同和対策局調整課において処理する。

(平一〇規則一九・平一四規則二五・平二〇規則三八・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。

(福岡県行政組織規則の一部改正)

- 2 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成一〇年規則第一九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第六三号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第二五号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

申 出 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏 名 印

このことについて、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第12条の規定により申し出ます。

| | |
|-----------|--|
| 申 出 の 内 容 | |
| 関 係 資 料 | |

備考 申出の内容を証する資料その他の関係資料がある場合には、関係資料欄に資料名を記載するとともに、その資料を添付してください。
調査の発生を知った方からの申出の場合は、併せて調査の対象とされた方がこの申出に同意していることを証する書面を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

勸告書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第1項の規定により次のとおり勸告します。

| | |
|------------|--|
| 勸告の原因となる事実 | |
| 勸告の内容 | |

様式第3号(第6条関係)

意見聴取通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事

印

次のとおり意見の聴取を行いますので、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定により通知します。

| | |
|-----------------|-------------|
| 予定される公表の原因となる事実 | |
| 意見の聴取の期日 | 年 月 日 時 分から |
| 意見の聴取の場所 | |

- 備考
- 1 意見の聴取の期日に出席して意見を述べ、資料を提出することができます。
 - 2 意見の聴取の期日には、代理人を出席させることができます。この場合には、代理人選任届出書を提出してください。
 - 3 やむを得ない理由がある場合は、意見の聴取の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
 - 4 意見の聴取に出席する場合には、この通知書を持参してください。

様式第4号(第7条関係)

意見の聴取期日等変更申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名 印

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり意見の聴取の期日(場所)の変更を申し出ます。

| | | | |
|---|------|--------------|-------------|
| 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による通知の日付及び番号 | | 年 月 日 第 号 | |
| 変更申出事項 | 変更前 | 期日 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| | 変更希望 | 期日 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| 変更申出の理由 | | | |

様式第5号(第7条関係)

意見の聴取期日等変更通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事

印

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり意見の聴取の期日(場所)を変更したので通知します。

| | | | |
|--|-----|--------------|-------------|
| 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による当初の通知の日付及び番号 | | 年 月 日 第 号 | |
| 変更事項 | 変更前 | 期日 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| | 変更後 | 期日 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |

様式第6号(第8条関係)

陳 述 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名 印

次の意見の聴取について、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第8条の規定により提出します。

| | |
|---|--------------|
| 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による通知の日付及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見 | |
| そ の 他 | |

様式第7号(第9条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏 名 印

私は、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定により、次の者を代理人として選任し、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

| | |
|---|--------------|
| 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による通知の日付及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 代理人の住所 | |
| 代理人の氏名 | |
| 当事者との関係 | |

様式第8号(第9条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名 印

私の代理人は、その資格を失ったので福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第9条第3項の規定により届け出ます。

| | |
|---|--------------|
| 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による通知の日付及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 代理人の住所 | |
| 代理人の氏名 | |